

石川町法人町民税税率表

石川町の法人町民税の税率は次のとおりです。

《法人税割の税率》
100分の9.7

《均等割の税率》

資本金等の金額	従業者数	年額
50億円を超える法人	本町事業所等の従業者が50人を超えるもの	3,000,000円
	〃 50人以下のもの	410,000円
10億円を超え50億円以下の法人	本町事業所等の従業者が50人を超えるもの	1,750,000円
	〃 50人以下のもの	410,000円
1億円を超え10億円以下の法人	本町事業所等の従業者が50人を超えるもの	400,000円
	〃 50人以下のもの	160,000円
1000万円を超え1億円以下の法人	本町事業所等の従業者が50人を超えるもの	150,000円
	〃 50人以下のもの	130,000円
1000万円以下の法人	本町事業所等の従業者が50人を超えるもの	120,000円
上記以外の法人		50,000円

[注] 資本金等の額とは、法人税法第2条第16号に規定される資本金等の額または、同条第17号の2に規定される連結個別資本金等の額から無償減資・資本準備金の取り崩し額（欠損てん補等）を控除するとともに、無償増資の額を加算した額をいいます。

平成27年4月1日以降開始する事業年度からは、「資本金等の額」が「資本金の額及び資本準備金の額の合算額または出資金の額」に満たない場合は、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額または出資金の額」が均等割りの税率区分の基準となります。